

添付法令資料 3 :

カテゴリーM、カテゴリーN、カテゴリーO及びカテゴリーLの自動車の排出質基準
の実施に関する2023年8月4日付インドネシア共和国環境林業大臣規則No. 8 (目次)
同月 14 日施行

第 1 章	総則 (第 1 条)
第 2 章	排出質基準の実施 (第 2 条ないし第 4 条)
第 3 章	排出試験の実施 (第 5 条ないし第 14 条)
第 4 章	評価 (第 15 条)
第 5 章	終則 (第 16 条及び第 17 条)

弁護士法人 瓜生・米賀法律事務所